

教育厚生委員会会議録

日時 平成25年11月29日(金) 開会時間 午後 1時49分
閉会時間 午後 2時 4分

場所 第4委員会室

委員出席者 委員長 白壁 賢一
副委員長 塩澤 浩
委員 中村 正則 前島 茂松 山下 政樹 大柴 邦彦
高木 晴雄 望月 利樹 小越 智子

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

教育委員長 高野 孫左工門 教育長 瀧田 武彦 教育次長 堀内 浩将
教育委員会次長(総務課長事務取扱) 秋山 孝 福利給与課長 雨宮 貴

議題 (付託案件)
第102号 山梨県学校職員給与条例等中改正の件

審査の結果 付託案件について、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午後1時49分から午後2時4分まで教育厚生委員会の審査を行った。

主な質疑等

第102号 山梨県学校職員給与条例等中改正の件

質疑

小越委員 先ほど人事委員会の勧告を受けて条例改正を実施すると聞きましたが、特に昇給制度の改正について伺います。教育委員会の場合、昇給停止の対象となる55歳以上の職員は何人いるのですか。

雨宮福利給与課長 教育委員会内での55歳を超える職員の割合は、本年4月1日現在で、全体の約17%に当たり、約1,200名になります。

小越委員 1,200名の職員が、今度昇級できなくなる可能性があるとのことですが、平成26年1月から指導力、運営の貢献度、勤務実績などを測ることはできませんし、恣意的な運用ができると思いますが、運用基準などを設けているのでしょうか。

雨宮福利給与課長 運用基準と言えるのかどうかは別として、学校長は児童・生徒への指導力について、学級経営や学習指導、日常の生活や部活動の指導などに着目しています。学校運営の貢献については、校務の執行状況などを観察して、職員が職務の中で実際に発揮した行動に着目し、勤務実績や勤務態度を含め総合して客観的に評価しています。

小越委員 やはりよくわからない基準だと思います。今回の改正に関する緩和措置や経過措置はないのでしょうか。

雨宮福利給与課長 緩和措置はなく、平成26年1月1日から実施となっています。

小越委員 教育委員会では、勤務成績を給与に反映しないことでやってきたと思いますが、先生が先生を評価する貢献度というのはよくわかりません。経過措置も含めて延期することも検討すべきと思いますが、いかがでしょうか。

雨宮福利給与課長 今回の給与引き下げにつきましては、人事委員会の勧告にもあるとおり公民の給与格差を是正するためのものであります。民間の賃金は一般の経済情勢等を反映して決められています。このため、民間賃金の状況を反映した人事委員会の勧告を尊重するものです。

討論

小越委員 ボーナスカットは現行の賃金上昇に反します。人事委員会の勧告そのものが極めて異常な勧告だと思いますが、特に教育現場で先生が先生を評価することは恣意的なものであり、そもそも評価に値しません。それを教育現場に入れることについては、はなはだ遺憾であり、今回の給与条例の改正には反対です。

採決 採決の結果原案のとおりで可決すべきものと決定した。

その他 ・本委員会で審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。

教育厚生委員長 白壁 賢一